

社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会

役員規程

(理事会役員)

第1条 社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会(以下「村社協」という。)定款第18条第1項第1号及び第2号に定める役員は、次に掲げる職をもって充てる。

(1) 理事

- ①椎葉村長
- ②椎葉村議会議長
- ③椎葉村民生委員児童委員協議会長
- ④椎葉村区長代表
- ⑤椎葉村老人クラブ連合会代表
- ⑥椎葉村婦人連絡協議会代表
- ⑦椎葉村老人介護福祉施設長
- ⑧ボランティア代表

(2) 監事

椎葉村監査委員(2名)

(評議員)

第2条 定款第6条に定める評議員は、次に掲げる職を推薦する。

- ① 椎葉村教育長
- ②椎葉村校長会代表
- ③椎葉村福祉保健課長
- ④椎葉村老人介護福祉施設役職員
- ⑤椎葉村青年団連絡協議会代表
- ⑥椎葉村身体障害者福祉協議会代表
- ⑦椎葉村母子福祉協議会代表
- ⑧椎葉村商工会代表
- ⑨椎葉村遺族会代表
- ⑩椎葉村ボランティア連絡協議会長
- ⑪ J A日向椎葉支店長
- ⑫上椎葉郵便局長
- ⑬椎葉村民生委員児童委員

附則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成7年10月13日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成9年10月23日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成11年10月18日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成13年9月26日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則

1 改正後の規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この規程の例により行う。

附則

改正後の規程は、平成29年6月9日から施行する。

附則

改正後の規定は、令和3年5月24日から施行する。

附則

改正後の規程は、令和3年10月1日から施行する。